

茨城県行政実務研修員の受入れに関する要項

制定：平成31年2月18日

(目的)

第1条 この要項は、民間企業等に雇用されている者を茨城県行政実務研修員（以下「実務研修員」という。）として県に受入れることにより、民間企業等の業務の進め方や多様な発想などを県の組織に取り入れ、もって県政の能率的な運営及び組織の活性化を図ることを目的とする。

(民間企業等の公募)

第2条 県は、別に定めるところにより、実務研修員の派遣を希望する民間企業等を公募するものとする。

(実務研修員の決定)

第3条 実務研修員を派遣する民間企業等（以下「派遣元企業」という。）は、公募に応募のあった企業等の中から県が選定する。

2 実務研修員は、派遣元企業から茨城県行政実務研修員推薦書（様式第1号）により推薦のあった者について、所属長と人事課長が協議のうえ決定し、所属長がその旨を茨城県行政実務研修員決定通知書（様式第2号）により当該派遣元企業の代表者に通知するものとする。

(身分等)

第4条 実務研修員は、派遣元企業の職員の身分を保有したまま、県と派遣元企業との間で締結した協定に基づき、県の業務に従事する。

(受入基準)

第5条 県は、実務研修員の受入れに当たっては、次の各号の基準に従い、常にその適正な運用の確保に努めなければならない。

- (1) 実務研修員の受入れは、特定の業種又は特定の民間企業等に著しく偏ることのないようにするとともに、公務の公正な執行に疑念を生じさせるおそれがある民間企業等はその対象から除外するものとする。
- (2) 民間企業等に対する処分等（法令に基づく許認可、補助金交付、行政指導等をいう。以下同じ。）の事務を所掌する所属においては、実務研修員を受入れようとする日前2年以内に属する年度において当該処分等の対象となった民間企業等から、実務研修員の受入れをすることができない。
- (3) 実務研修員を受入れようとする日前2年以内に属する年度において、受入所属の属する部局と民間企業等との契約の総額が1千万円以上であり、かつ当該契約の総額が当該民間企業の売上額又は仕入額等の総額に占める割合が10パーセント（資本の額又は出資の総額が3億円以上あり、かつ、常時雇用する従業員の数が300人以上の民間企業等にあつては5パーセント）以上である場合は、当該民間企業から当該所属へは、実務研修員の受入れをすることができない。
- (4) 県は、実務研修員の受入期間中における派遣元企業への処分等や契約に関して、公務の公正な執行に疑念を生じさせることのないよう、特に留意しなければならない。

(受入期間)

第6条 実務研修員の受入れの期間は、1年を超えることができない。

2 前項の期間は、所属長が事務の遂行上特に必要があると認めるときは、派遣元企業と当該期間の延長について協議し、3年を限度として延長することができる。

(給与)

第7条 実務研修員の給与については、派遣元企業が負担する。ただし、県の職務に係る出張に関する費用は県が負担する。

(服務等)

第8条 実務研修員は、県において、派遣元企業や派遣元企業と主たる業種が同一の民間企業等に対する処分等又は契約の締結等に関する事務に従事してはならない。

- 2 実務研修員の勤務時間、休日、休暇等については、原則として県の関係規程によるものとする。
- 3 実務研修員は、県の信用を傷つけ、又は県の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 実務研修員は、県と派遣元企業との協定に基づき、県の業務に従事するものとする。
- 5 実務研修員は、受入期間中に知り得た秘密を、受入期間中及び受入期間終了後において他に漏らしてはならない。
- 6 実務研修員の懲戒処分等は、県の報告に基づき、派遣元企業において行う。

(災害補償)

第9条 実務研修員が、受入期間中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合は、派遣元企業において補償する。

(受入期間終了後の職務制限)

第10条 派遣元企業は、派遣終了後2年間は、実務研修員を次の各号に掲げる業務に従事させてはならない。

- (1) 行政手続法第2条第3号及び茨城県行政手続条例第2条第4号に規定する県に対する申請に関する業務
- (2) 県から派遣元企業に対する法令の規定に基づく検査、臨検、搜索、差押えその他これらに類する行為への対応に関する業務
- (3) 県に対する補助金等の申請に関する業務
- (4) 県と派遣元企業との間の契約の締結及び履行に関する業務
- (5) 県に対する折衝又は県からの情報の収集を主として行う業務

(協定の締結)

第11条 実務研修員の受入れを行うにあたっては、県と派遣元企業の間において協定を締結し、この要項に定める事項のほか、必要な事項を定める。

(勤務状況の報告)

第12条 県は、実務研修員の勤務状況について、年2回茨城県行政実務研修員勤務状況報告書(様式第3号)により、当該派遣元企業の代表者に報告するものとする。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、民間企業等の職員の受入れに関し必要な事項は総務部長が、別に定める。

付 則

この要項は、平成31年2月18日から施行する。

様式第1号

茨城県行政実務研修員推薦書

年 月 日

茨城県知事 殿

(民間企業等代表者)



茨城県行政実務研修員の受入れに関する要項に基づき、下記の職員を実務研修員として推薦します。

記

推薦職員	氏名(ふりがな)	現職名
	生年月日 (満 歳)	在職年数 年 月
職歴		
研修希望課所 及び事務内容	希望課所	業務内容
研修希望 期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
特記事項		

様式第2号

茨城県行政実務研修員決定通知書

年 月 日

殿

茨城県知事



年 月 日付け 第 号で推薦のあった茨城県行政実務研修員について、下記のとおり
受入れを決定したので通知します。

記

1 (実務研修員の) 氏名

2 研修期間

年 月 日から 年 月 日まで


3 研修内容 (予定配置課所, 主な業務内容)

様式第3号

茨城県行政実務研修員勤務状況報告書

年 月 日

(民間企業等代表者) 殿

茨城県知事 

茨城県行政実務研修員の受入れに関する要項第12条の規定により 年 月 日から 年 月 日までの勤務状況を次のとおり報告します。

記

1 実務研修員の氏名及び所属

2 服務状況

要勤務 日数	出勤日数	欠勤日数	出張日数	休 暇		
				年次休暇	病気休暇	特別休暇

3 勤務(研修)状況